長浜教区共済拠出金に関する臨時措置規程

（趣旨）

第１条　この規程は、京都教区との教区改編による新教区（以下「新教区」という。）の発足に伴い終了する長浜教区の共済制度を整理するための臨時措置について定める。

（拠出金に関する臨時措置）

第２条　長浜教区共済規程第２条の規定に関わらず、新教区が発足するまでの間の年度において、共済拠出金を徴収しない。

附　則

この規程は、教区会及び教区門徒会の議決を得た日（２０２３年７月２８日）から施行する。